

春日井市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事のうち土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計等委託業務及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「工事」という。）における地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定に基づく既にした前金払に追加して行う前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、請負代金額が300万円以上の工事とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件をすべて満たしている場合に行うことができるものとする。

- (1) 前金払を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 部分払の請求をしていないこと。ただし、債務負担行為又は継続費（以下「債務負担行為等」という。）に係る2年以上にわたる契約を除く。

(中間前金払の有無等の明示)

第4条 中間前金払の対象となる工事及び中間前金払の割合については、入札条件としてあらかじめ明示するものとする。

(中間前金払の割合)

第5条 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とし、既に支払った前金払との合計額は請負代金額の10分の6以内とする。

- 2 債務負担行為等に係る2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、契約期間において前項の範囲で中間前金払をすることができる。
- 3 債務負担行為等に係る契約に関する第3条の規定の適用については、同条第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同条第4号中「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」とする。
- 4 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初におけ

る請負代金額に対して行う。

（中間前払金の端数整理）

第6条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（中間前金払の認定）

第7条 中間前金払の認定については、次に掲げる方法によるものとする。

- （1） 工事担当課は、受注者から中間前払金の支払を受けたい旨の申出があったときは、中間前払金支払認定請求書（第1号様式）と併せ、認定資料として実施工程表と工事写真（以下「認定資料等」という。）を提出させるものとする。
- （2） 工事担当課は、受注者から中間前払金支払認定請求書の提出があったときは、認定資料等により第3条に定める要件を満たしているか確認を行う。
- （3） 前号の確認の結果、要件を満たしていると認めるときは、原則として当該認定請求書を受理した日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、中間前払金認定調書（第2号様式）を受注者に交付するものとする。ただし、受注者からの提出書類に不備等があった場合はこの限りでない。

（中間前金払と部分払）

第8条 受注者は、前条第3号の規定により中間前払金認定調書の交付を受けた後は、部分払の請求はできないものとする。ただし、債務負担行為等に係る2年以上にわたる契約については、最終年を除き、会計年度末に部分払の請求をすることができる。

（中間前払金の支払）

第9条 中間前払金は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と同法第2条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書を寄託させ、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

- 2 前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に締結される工事請負契約について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領の規定は、平成26年4月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をする契約から適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知をした契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年1月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年2月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の春日井市公共工事に要する経費の中間前金払取扱要領の規定は、施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

中間前払金支払認定請求書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所
受注者
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次の工事について、中間前払金を請求したいので認定してください。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 しゅん工 年 月 日
進 捗 状 況 (年 月 日現在)	請負代金額(工期が複数年の場合は出来高予定額)の %
	全工程(工期が複数年の場合は当該年度分)の %
添付図書	
1 作業状況を色塗りした実施工程表	
2 工事写真	

中間前払金認定調書

第 号
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで認定請求のありました次の工事について、その進捗状況を調査したところ、中間前払金を請求できることを認定します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着 手 年 月 日 しゅん工 年 月 日